

更新実施基本協定（案）

宇城市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、水道施設の更新工事に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。

（更新工事の内容及びその範囲）

第1条 令和9年度から令和18年度までの期間について、別記の対象及び範囲の更新工事を、事業契約に基づく更新工事の対象とする。

（更新工事に要する費用）

第2条 第1条に定める期間の更新工事に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における更新工事に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象更新工事に要する費用を除く。）は以下のとおりとする。

令和9年度：金●円

令和10年度：金●円

令和11年度：金●円

令和12年度：金●円

令和13年度：金●円

令和14年度：金●円

令和15年度：金●円

令和16年度：金●円

令和17年度：金●円

令和18年度：金●円

（更新工事の実施）

第3条 事業者は、事業契約、本基本協定及び年度実施協定（更新工事）で定めるところにより、更新工事を行う。

（費用の支出）

第4条 各事業年度の更新工事に要する費用の負担については、事業契約及び年度実施協定（更新工事）の定めるところによる。

2 市は、前項の費用のうち市が負担すべき額を、事業契約及び年度実施協定（更新工事）の定めるところにより、事業者に支払う。

（報告等）

第5条 事業者は、各事業年度の更新工事に関し第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに市にその概要を通知するものとする。

2 市は、更新工事の実施に関し必要があると認めるときは、事業契約の規定に基づき事業者に報

告を求めることができる。

(年度実施協定(更新工事))

第6条 市と事業者は、事業契約に従って、各事業年度に行う更新工事の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定(更新工事)を毎事業年度締結するものとする。

(本基本協定の効力)

第7条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定(更新工事)がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第8条 本基本協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和 年(●●●●年)●月●日

宇城市

事業者